

令和5年度 伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について

伊勢原市教育委員会

文部科学省が「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〔※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、また、神奈川県教育委員会が「令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」〔※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、調査結果を公表しました。

伊勢原市の調査結果（概要）は次のとおりです。※教育指導課・教育センター調べ

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

3 主な調査内容

- I 暴力行為の状況
- II いじめの状況
- III 不登校の状況

4 主な調査結果

項目	令和5年度				令和4年度				令和3年度			
	小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計	
			1,000人あたり				1,000人あたり				1,000人あたり	
暴力行為の発生件数	72	23	95	13.7	16	18	34	4.9	1	1	2	0.3
（前年度比較増減）	56	5	61	8.9	15	17	32	4.6	▲9	▲4	▲13	-1.8
中地区	429	238	667	16.6	297	180	477	11.7	198	100	298	7.2
神奈川県	8,617	2,800	11,417	18.1	6,712	2,526	9,238	14.5	6,224	1,961	8,185	12.7
全国 （1000人あたり）	70,009 (11.5)	33,617 (10.4)			61,455 (9.9)	29,699 (9.2)			48,138 (7.7)	24,450 (7.5)		
いじめの認知件数	401	119	520	75.2	364	63	427	61.0	310	54	364	50.8
（前年度比較増減）	37	56	93	14.2	54	9	63	10.2	143	12	155	21.2
中地区	5,094	794	5,888	146.8	5,468	683	6,151	150.7	5,393	838	6,231	150.8
神奈川県	36,885	7,058	43,943	69.8	31,869	5,916	37,785	59.2	25,770	4,822	30,592	47.5
全国 （1000人あたり）	588,930 (96.5)	122,703 (38.1)			551,944 (89.1)	111,404 (34.3)			500,562 (79.9)	97,937 (30.0)		
不登校児童生徒数	94	141	235	34.0	82	113	195	27.9	47	88	135	18.8
（前年度比較増減）	12	28	40	6.1	35	25	60	9.1	▲8	36	28	3.7
中地区	612	827	1,439	35.9	532	800	1,332	32.6	360	627	987	23.9
神奈川県	9,590	14,003	23,593	37.5	7,987	12,306	20,293	31.8	6,267	10,389	16,656	25.8
全国	130,370	216,112	346,482	37.2	105,112	193,936	299,048	31.7	81,498	163,442	244,940	25.6

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

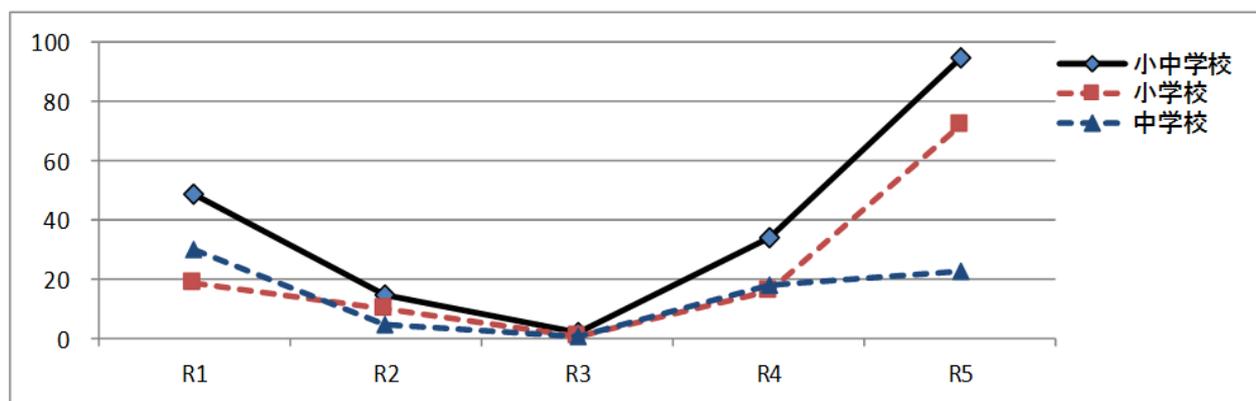
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP 8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	49	15	2	34	95
小学校	19	10	1	16	72
中学校	30	5	1	18	23

- 暴力行為の発生件数は前年度より61件増加し、小中学校合計は95件でした。コロナ禍前、令和元年度の2倍の発生件数に迫る結果となりました。暴力行為増加の要因は、コロナ禍が明け、学校の様々な活動が再開される中、学業の不振や人間関係づくり、また、家庭や生活環境などの不安や悩み、ストレスや葛藤を抱えきれないという背景が関係していると考えられます。
- 小学校では学年に関係なく、どの学年においても発生しており、中学校では1、2年生に多く発生しています。引き続き、道徳教育や人権教育、情報モラル教育等を中心に人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーション力の育成等について重点的に指導・支援することが重要であると捉えています。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	3	0	0	3	12
生徒間暴力	10	6	1	10	57
対人暴力	0	3	0	0	0
器物損壊	6	1	0	3	3
計	19	10	1	16	72

中学校

	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	6	0	0	1	4
生徒間暴力	16	3	1	16	19
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	8	2	0	1	0
計	30	5	1	18	23

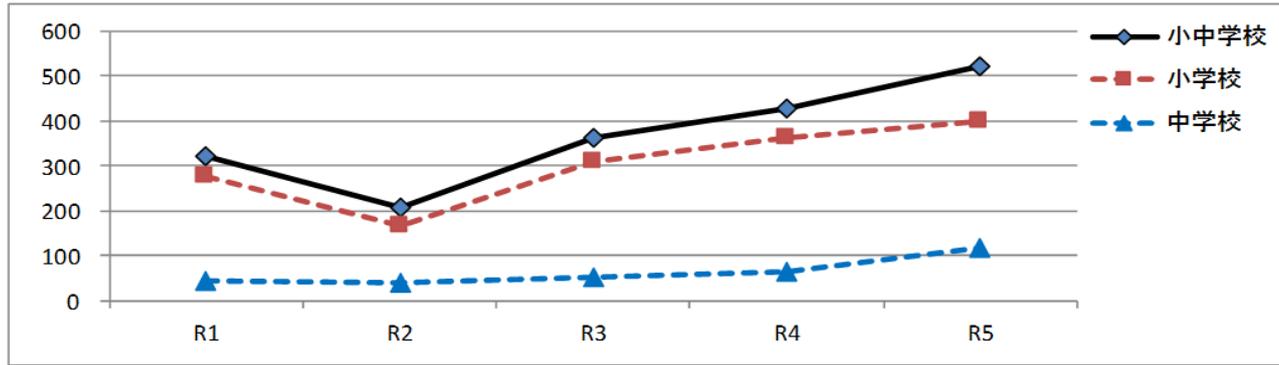
- 形態別では、対教師暴力、生徒間暴力の発生件数が大幅に増加しました。特に小学校での生徒間暴力は昨年度と比較すると47件増加し、6倍に迫る件数となりました。主な事例としては次のとおりです。
【対教師暴力】 注意されたことに我慢できず蹴った。
【生徒間暴力】 ふざけの延長から頭に血が上り相手を殴った。
【器物破損】 嫌なことをされた腹いせに文房具を壊した。

■加害児童生徒への指導

- 令和5年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、71人（小50人、中21人）でした。
- 学校では、教職員がチームとなり保護者の協力のもと、「再発防止」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「主体的に学習及び活動できる場の設定」等の支援を行っています。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	321	209	364	427	520
小学校	276	167	310	364	401
中学校	45	42	54	63	119

- いじめの認知件数は、前年度より93件増加し、計520件でした。
- 学校では、いじめ防止基本方針を踏まえて、年間を通じて複数回のアンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにするとともに、日頃から児童生徒が「困った、助けて」と安心して発信することができる雰囲気づくり、いじめは許されないという環境づくりに努めています。
- いじめの認知件数の増加の要因の一つとして、いじめ防止対策推進法に対する教職員の理解の深まりがあげられます。複数の目できめ細やかに見取っていることにより認知件数も増加していると考えています。現在（令和6年7月時点）、いじめ事案のほとんどが解消につながっています。これは、いじめの早期発見・対応、解消に向けた指導・支援、解消後の見守り活動の効果的な循環を継続して行っている成果でもあると捉えています。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

年度	R1		R2		R3		R4		R5		
	小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		
小中のいじめの件数合計	321		209		364		427		520		
いじめの件数	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
	276	45	167	42	310	54	364	63	401	119	
態様の合計	293	54	175	45	326	54	380	64	425	125	
態様別の認知件数（複数回答可）	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	176	25	67	25	150	23	177	34	135	56
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	32	5	25	4	28	1	30	4	40	14
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	34	10	19	3	54	1	96	8	83	11
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	8	0	15	1	20	0	12	5	46	11
	金品をたかられる。	1	1	4	0	2	0	2	1	1	1
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	12	1	15	2	19	3	14	6	37	10
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	23	1	19	4	13	15	35	0	59	7
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。	6	4	6	6	6	11	4	5	16	15
その他	1	7	5	0	34	0	10	1	8	0	

- 態様別では、例年と同様に「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が191件と最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」が94件となっています。昨年度と比較すると、ほとんどの態様で認知件数が増加していますが、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。」が22件増加しており、SNS等の正しい利用の仕方等、情報モラル教育の更なる推進と家庭に対する適正なスマホ等の利用について共通理解をはかっていくことが重要であると考えます。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ いやなあだ名をつけられたり、笑われたり、命令されたりした。
 - ・ 学校で使う物を隠された（壊された）り、ノートに落書きをされたりした。
 - ・ 話しかけても冷たい態度を取られた。無視をされた。
 - ・ SNS 上で嫌なメッセージが送られてきた。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりした。等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、早い段階で学校が間に入り、認識にズレが生じないよう複数人で対応する必要があること。
 - ・ 加害者を特定しにくいケースでも教職員は被害側に寄り添い、できる限りの対応をすること。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行うこと。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為ととらえ警察と連携しながら解決を図ること。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R6.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R6.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	386	96.3%	15	3.7%	0	0.0%	401	100.0%
中学校	119	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	119	100.0%
計	505	97.1%	15	2.9%	0	0.0%	520	100.0%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消後も継続的な指導・支援に努めています。

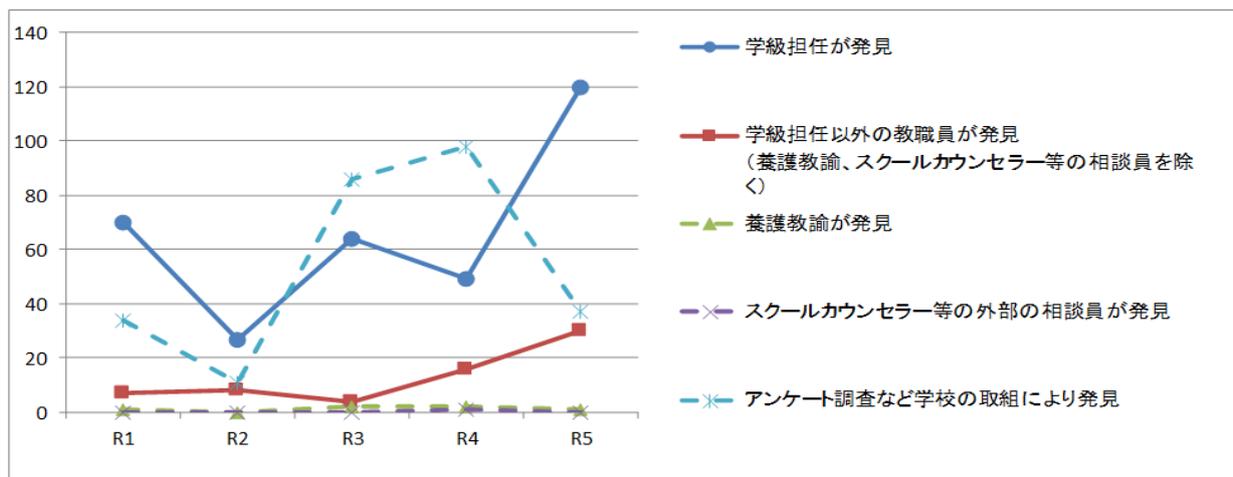
■いじめに対する日常の取組【校数】 ※このアンケートは各学校からの回答を基に作成しています 複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	10	100.0%	1	25.0%	11	78.6%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	4	40.0%	1	25.0%	5	35.7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を募集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

- 学校では、いじめの問題に対し日頃から様々な取組を行っています。
- いじめの未然防止、早期発見・対応・解消、解消後の見守り活動など必要に応じてスクールカウンセラー、相談員、児童相談所、警察署等様々な関係機関とも連携を図っています。

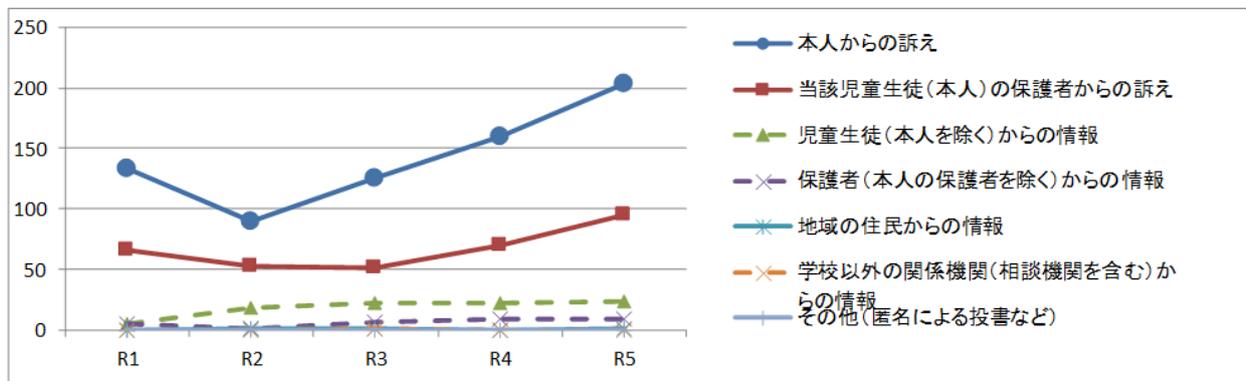
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	R1	R2	R3	R4	R5
学級担任が発見	70	27	64	49	120
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	7	8	4	16	30
養護教諭が発見	1	0	2	2	1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	1	0
アンケート調査など学校の取組により発見	34	11	86	98	37

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

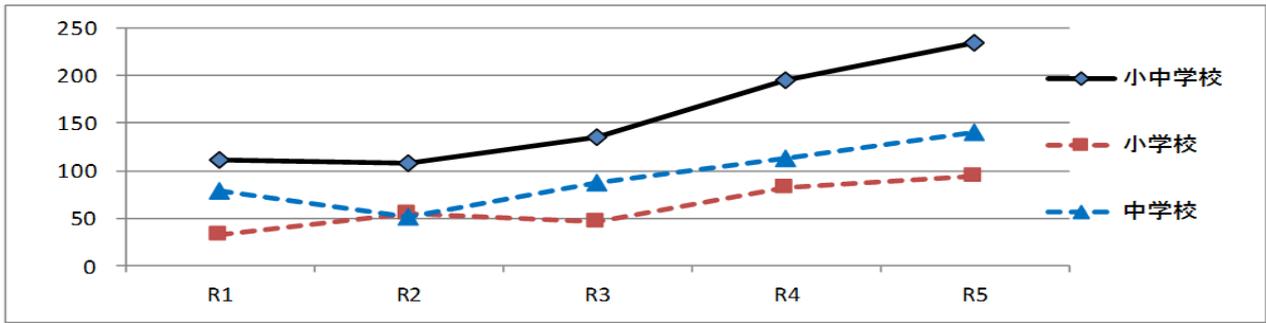


学校の教職員以外からの情報により発見	R1	R2	R3	R4	R5
本人からの訴え	133	90	125	160	203
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	66	53	52	70	95
児童生徒(本人を除く)からの情報	5	18	22	22	24
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	5	1	7	9	9
地域の住民からの情報	0	1	1	0	1
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	1	0	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0

- 学級担任がいじめを発見した件数が大幅に増加しています。また、学級担任以外の教職員がいじめを発見した件数も増加しています。アンケート調査や教育相談は、取組そのものが大切なのはもちろんのこと、学校全体として同時期に取り組むことで、児童生徒が訴えやすい環境を整えることにつながると捉えています。
- 本人及び保護者からの訴えにより、いじめを発見する件数が増加しています。
- PTAや学校運営協議会、地域、関係機関と更なる連携を図り、児童生徒が安心して生活できる体制づくりを推進していくことが重要です。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	112	107	135	195	235
小学校	33	55	47	82	94
中学校	79	52	88	113	141

- 不登校児童生徒数は前年度から40人増加し、計235人でした。学校では、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校を問題行動として判断せず、様々な要因や背景によりどの児童生徒にも起こりうるものと捉え、担任だけでなく児童生徒とつながりのある教職員を中心に体制をつくり、家庭や関係機関と連携・協働しながら個々の児童生徒に応じた長期的かつ具体的な対応に努めています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	5	2	2.1%	3	3.2%
	2年生	10	7	7.4%	3	3.2%
	3年生	20	9	9.6%	11	11.7%
	4年生	16	6	6.4%	10	10.6%
	5年生	21	11	11.7%	10	10.6%
	6年生	22	9	9.6%	13	13.8%
	計	94	44	46.8%	50	53.2%
中学校	1年生	42	12	8.5%	30	21.3%
	2年生	52	17	12.1%	35	24.8%
	3年生	47	14	9.9%	33	23.4%
	計	141	43	30.5%	98	69.5%
合計	合計	235	87	37.0%	148	63.0%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となっていると児童生徒が実感できる取組を行っていくとともに、どの児童生徒も分かる授業、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが重要です。
- 全体の37%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら個に応じた指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	18	19.1%	35	24.8%	53	22.6%
指導中の児童・生徒	76	80.9%	106	75.2%	182	77.4%

- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるような指導・支援の充実に努めています。

〔参考〕文部科学省による定義・調査基準

●「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

○「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

○「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

●「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

● 「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

○「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

○「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」です。

■ 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

■ 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。